

## 第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要



# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

## 第1節 本計画の目的と位置づけ

### 1 本計画の目的

現在の日立市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が令和2（2020）年度に終了することに伴い、次期「日立市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

本計画は、一般廃棄物について、長期的・総合的視点に立ち、計画的な処理の推進を図るための基本方針となるものである。

今回新たに策定する本計画では、社会情勢や市民のライフスタイルの変化等の中で、適正な処理を進めるために必要な将来目標を設定し、目標に向けたごみの減量化・資源化に関する基本的事項を定めることを目的とする。

なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、その体系は図1-1-1に示すとおりである。

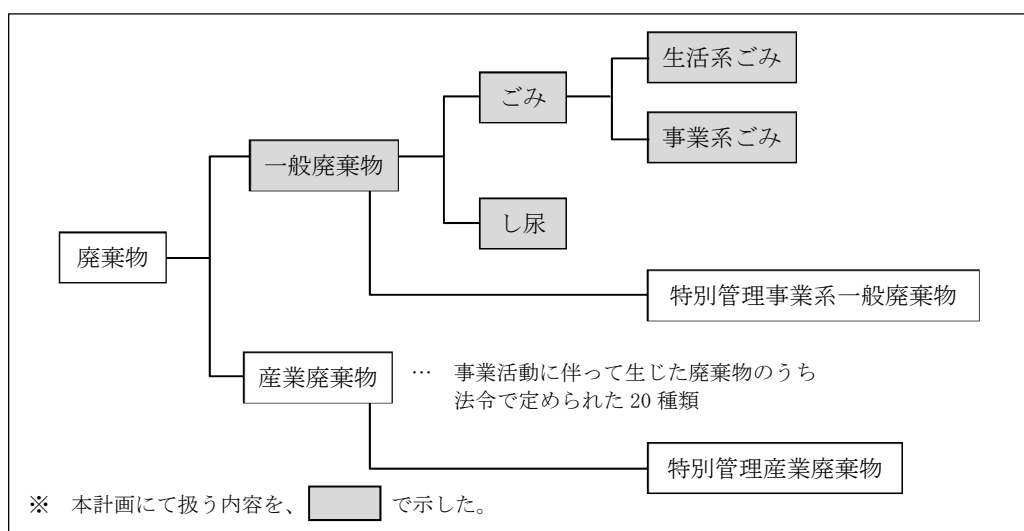


図1-1-1 廃棄物の体系

### 2 本計画の位置づけ

#### (1) 本計画と上位計画との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき策定する計画である。

本計画は、一般廃棄物処理の長期的計画を策定するものであり、日立市における一般廃棄物処理のマスタープランであることから、日立市総合計画や日立市環境基本計画といった上位計画との整合性を図り、一般廃棄物に関する具体的な施策等を示すものである。図1-1-2（p.2）に本計画と上位計画との関係を示す。

なお、ごみ処理基本計画策定に関する指針及び関係法令・通知等は、「資料1（p.83）」に記載する。

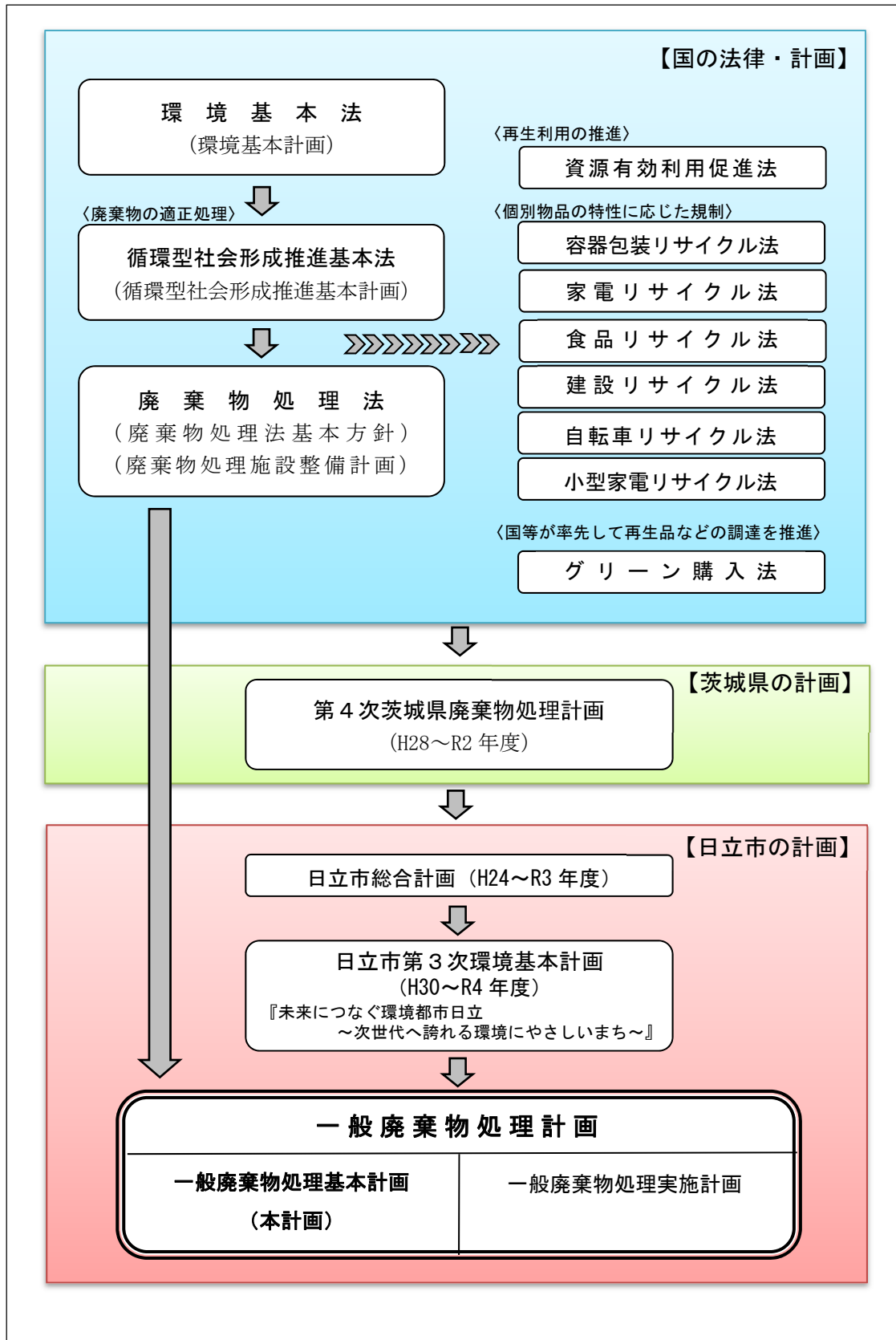


図 1-1-2 本計画と上位計画

(2) 一般廃棄物処理基本計画の構成

国が平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においては、一般廃棄物処理計画は、図 1-1-3 に示すとおり一般廃棄物処理の主要な柱となる長期計画の「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成し、基本計画と実施計画は、それぞれごみ処理と生活排水処理に分けることとしている。

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 つから成り、日立市が長期的・総合的視点に立って、将来にわたり適正かつ計画的に処理を行うため、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを含むものである。

一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画 (10～15年の長期計画)		一般廃棄物処理実施計画 (各年度計画)	
ごみ処理基本計画	生活排水処理基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理実施計画

図 1-1-3 一般廃棄物処理基本計画の構成

## 第 2 節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、日立市内全域とする。

## 第 3 節 計画目標年度

令和 2 年度を計画初年度とし、令和 11 年度を目標年度とした 10 か年計画とする。また、この期間中で 5 年目の令和 6 年度を中間目標年度として設定し、必要に応じて計画の見直しを行う。

年度(令和)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
計画期間	←—————→									
計画目標年度					中間目標					計画目標

## 第 4 節 計画区域内人口

計画目標年度の計画区域内人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」が平成 30 年 3 月に公表した推計結果に基づき、155,975 人と設定する。

## 第5節 ごみ処理基本計画の概要

### 1 計画の基本理念及び基本方針

#### (1) 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日立市環境基本計画（平成30年3月）」に掲げる環境の将来像に基づき、次のとおり設定する。

基本  
理念

**限りある資源を未来につなぐ環境都市日立**

#### (2) 基本方針

日立市は、平成17年に「環境都市・日立」を宣言している。市内で生活し、事業活動を行うすべての人が、今後も一体となって、環境の保全と創造に積極的に取り組んでいくためには、お互いが目指すべき将来像を描き、それを共有化することが大切であることから、基本理念を実現するための基本方針は、日立市のごみ処理の現状や社会情勢等を鑑み、次の3項目とする。

《基本理念》		
限りある資源を未来につなぐ環境都市日立		
基本方針1	基本方針2	基本方針3
ごみの減量化・資源化を推進するための市民・事業者・行政の役割分担の明確化	4R※（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	社会情勢を踏まえたごみ処理体制の維持・強化

#### ● 用語の解説

※「4R」について

1. リフューズ（断る）：ごみとなるものを買わない、もらわないこと。
2. リデュース（減らす）：ものを大切に使い、ごみを減らすこと。
3. リユース（再使用）：まだ使えるものをくり返し使うこと。
4. リサイクル（再生利用）：ごみを、再び資源として利用すること。

上記の順で取り組むことが、減量化・資源化の推進にもっとも効果がある。

## 2 目標値の設定

本計画における目標値を、表 1-5-1 及び図 1-5-1 に示す。

目標設定の根拠については、「第3章 第3節3（2）(p.47)」に記載する。

表 1-5-1 ごみ処理基本計画の目標値

指 標	実 績 値	数 値 目 標	
	平成 30 年度	令和 6 年度 (中間目標年度)	令和 11 年度 (目標年度)
一人一日あたりごみ排出量	938.2 g/人・日	883 g/人・日	840 g/人・日
うち、生活系ごみ排出量	676.5 g/人・日	624 g/人・日	580 g/人・日
一事業所あたり年間ごみ排出量	2,508 kg/事業所・年	2,320 kg/事業所・年	2,164 kg/事業所・年
資 源 化 率	18.8 %	21.7 %	24.9 %

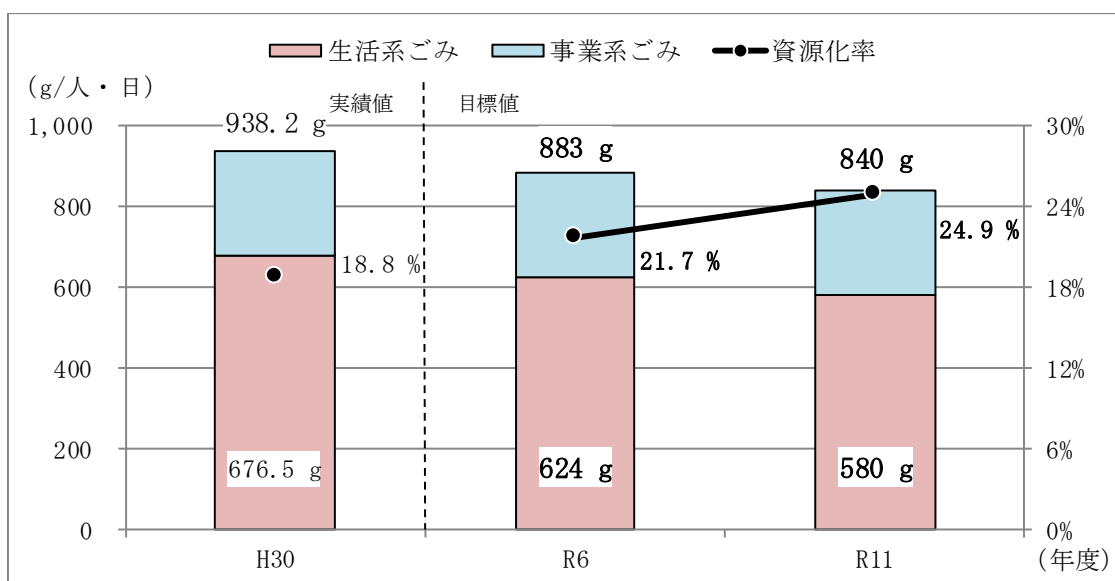
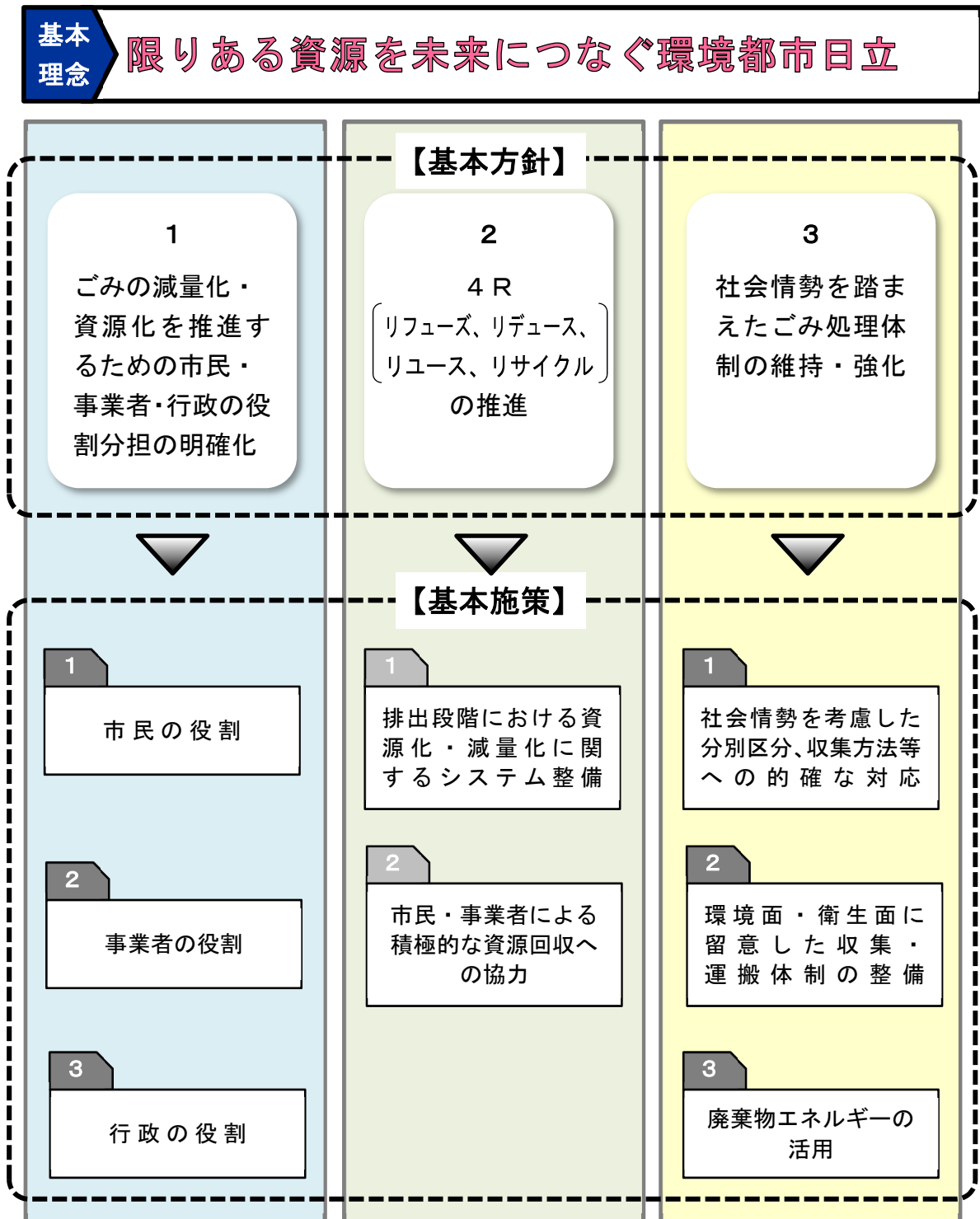


図 1-5-1 処理基本計画の目標値

### 3 施策の体系

目標値の達成に向けた、施策の体系を次に示す。

なお、具体的な施策の取組は、「第3章 第3節 4 (p.48～53)」に記載する。





## 第6節 生活排水処理基本計画の概要

### 1 計画の基本理念及び基本方針

#### (1) 基本理念

本計画における基本理念は、「第3次日立市環境基本計画（平成30年3月）」に掲げる将来像に基づき、下記のとおり設定する。

基本  
理念

**良好な水環境を未来につなぐ環境都市日立**

#### (2) 基本方針

今後も、将来にわたって環境の保全と創造に関する取組を積極的に推進し、他市に誇れるかけがえのない財産である豊かな自然環境を守りながら、環境負荷の少ない持続可能な社会をつくり、後世に引き継いでいくため、その基本理念を実現するための基本方針は、下記の2項目とする。

《基本理念》	
良好な水環境を未来につなぐ環境都市日立	
基本方針 1	基本方針 2
生活排水処理施設の整備促進	生活排水処理の必要性や 処理施設の適正維持の周知・啓発

## 2 目標値の設定

目標年度における生活排水を処理する区域は日立市内全域とし、本計画における水洗化率並びに汚水処理人口普及率、公共下水道接続率の目標値を、表 1-6-1 及び図 1-6-1 に示す。

表 1-6-1 水洗化率並びに汚水処理人口普及率の目標値

区 分	実績値	将来予測	
	平成 30 年度	令和 6 年度 (中間目標年度)	令和 11 年度 (目標年度)
水洗化率	98.95 %	99.27 %	99.37 %
汚水処理人口普及率	98.52 %	98.87 %	99.00 %
公共下水道接続率	99.21 %	99.42 %	99.42 %

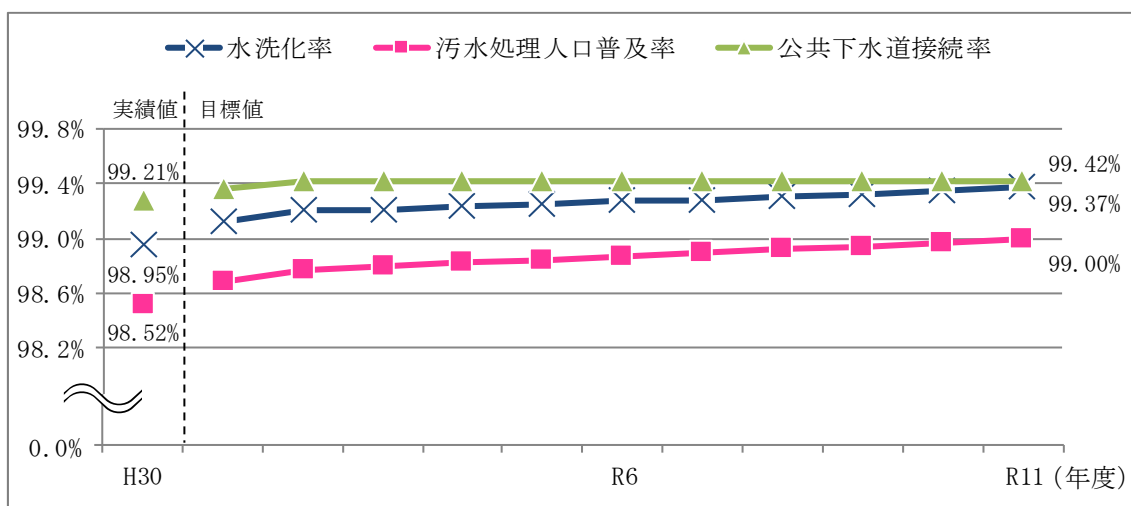


図 1-6-1 生活排水処理基本計画の将来予測値

## 3 施策の体系

基本理念や基本方針の達成を目指し、公共下水道処理区域内において未接続の解消に努め、その他の区域においては、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換により、生活排水の処理を進める。目標値の達成に向けた施策の体系を次に示す。

